

②. 設置義務を規定する法規

法 規		設置対称になる機器と環境			対 地 電 圧				
					150V 以下			150V 超過	
					使 用 電 圧				
					60V以下	100V以下	単3 200V	200V	415V
電 気 設 備 技 術 基 準	第41条	① 金属製外箱を有する機器で	●人が容易にふれるおそれのある場所に施設するとき	水気のある場合	×	○	○	○	○
				湿気の多い場合	×	×	×	○	○
				乾燥している場合	×	×	×	×	○
			●発電所または変電所、開閉所に施設する場合	×	×	×	×	○	
			●第3種または特別第3種接地工事の抵抗値が3Ω以下の場合	×	×	×	×	○	
			●Ⅲの適用をうける二重絶縁構造の機器を施設する場合	×	×	×	×	—	
			●電源側に絶縁変圧器を設置した非接地回路に施設する場合	×	×	×	×	○	
			●ゴム合成樹脂などの絶縁物で被覆してある場合	×	×	×	×	○	
			●誘導電動機の2次側電路に接続される場合	×	×	×	×	—	
			●電気浴器、電気炉など大地から絶縁することが困難な場合	×	×	×	×	○	
		●機器内にⅢの適用をうける漏電しゃ断器を取り付ける場合	×	×	×	×	—		
	②●特高、高压電路に変圧器で結合される低压電路(発・変電所を除く)		×	×	×	×	○		
	第177条	●屋内電路の対地電圧が150Vを超え300V以下の低压電路	—	—	—	○	—		
	第210条	●火薬庫内に施設する機器	○	○	○	—	—		
	第243条	●フロアヒーティングなどの電熱装置	○	○	○	○	○		
	第243条の2	●パイプライン等の電熱装置	○	○	○	○	○		
	第244条	●電気温床などの施設	○	○	○	○	○		
	第247条	●プール用水中照明灯などの施設	○ 30V以下×	○	—	—	—		
	第252条の2	●コンクリートに直接埋設する臨時配線	○	○	○	○	—		
	第156条	●地上に施設する電線がキャブタイヤケーブルの場合	×	×	×	×	○		
	第18条 第28条	●接地工事が困難な場所(注)	○	○	○	○	○		
労働安全衛生規則	第333条	① 移動式・可搬式の電動機器	■水など導電性の高い液体で湿潤している場所	○ 50V以下×	○	○	○	○	
			■鉄板上、鉄骨上、定盤上など導電性の高い場所	○ 50V以下×	○	○	○	○	
	第334条		■非接地方式の電路に接続して使用する電動機器	×	×	×	×	○	
			■絶縁台の上で使用する電動機器	×	×	×	×	×	
			■Ⅲ適用の二重絶縁構造の電動機器	×	×	×	×	—	
	第336条	②■作業中に絶縁電線、移動電線に接触するおそれがある場合		○ 50V以下×	○	○	○	○	

(注) 漏電しゃ断器を施設するときは、接地抵抗値を500 Ω 以下まで緩和できる。

接地工事が困難な場合は、感度15mA・動作時間0.1秒以内の漏電しゃ断器を設置しなければならない。